

指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称	慶雲館	
施設所管課	産業観光部 観光振興課	
施設概要	<p>慶雲館 所在地：滋賀県長浜市港町 56 番地、289 番地 1、北船町 283 番地 構造・面積： 慶雲館 敷地面積 6,016 m² 【本館】 明治 20 年建築、延床面積：492.72 m²、構造：木造 2 階建、寄棟造、棧瓦葺 1 階：展示室、床の間、2 階：展示室、玉座の間（国指定名勝構成物件） 【茶室】 明治 45 年建築、延床面積：46.34 m²、構造：木造平屋建、棧瓦葺（国指定名勝構成物件） 【表門】 平成 12 年建築、延床面積 12.60 m²、構造：木造、棧瓦葺（国指定名勝構成物件） 【中門】 明治 45 年建築、延床面積 18.25 m²、構造：木造、桧皮葺（国指定名勝構成物件） 【露地門】 明治 45 年建築、延床面積 4.40 m²、構造：木造、桧皮葺（国指定名勝構成物件） 【庭園】 明治 45 年作庭、国名勝指定物件 梅の館 平成 12 年建築、延床面積：723.78 m²、構造：鉄骨造 2 階建、棧瓦葺 1 階：展示室、2 階：展示室、会議室 開設年度：会議室利用・・・昭和 23 年度、通年公開・・・平成 16 年度 施設内容：明治期の長浜を代表する建物で、庭園は国の名勝に指定されている。4 月～11 月は一般公開しており、茶室や会議室の利用もできる。1 月～3 月に開催される長浜盆梅展の会場としても有名。</p> <p>付属施設（盆梅展開催用施設） 長浜盆梅展盆梅木養成圃場・・・4 箇所※その他仮圃場 1 箇所 所在地：(1)慶雲館圃場：滋賀県長浜市港町 56 番地 (2)明治山圃場：滋賀県長浜市港町 318 番地 (3)田村圃場：滋賀県長浜市田村町 1581 番地 (4)七尾圃場：滋賀県長浜市佐野町 177 番地 1、193 番地、194 番地、198 番地 1 構造・面積：(1)慶雲館圃場 面積 144 m²、盆梅 65 鉢、寒冷紗 1 箇所(144 m²) (2)明治山圃場 面積 320 m²、盆梅 94 鉢、寒冷紗 1 箇所(320 m²) (3)田村圃場 面積 3,687 m²、盆梅 285 鉢、地植え梅 1,141 本 倉庫 3 棟(22 m²)、寒冷紗 2 箇所(370 m²) (4)七尾圃場 面積 1,545 m²、地植え梅約 260 本、倉庫 1 棟(3.9 m²) ※仮圃場(びわ支所)：滋賀県長浜市難波町 505 番地、地植え梅 3 本 開設年度：昭和 26 年度 施設内容：盆梅展で展示する盆梅木を育成するための施設。盆梅展は、毎年 1 月～3 月に慶雲館で開催される長浜を代表する新春の風物詩。昭和 27 年から始まり、純和風の館内には樹齢 400 年の古木や幹回りが 2m を超える巨木などを開花時期に合わせてローテーションし、常時約 90 鉢を展示している歴史・規模とも日本一の盆梅展。</p>	
	募集概要	募集方法
募集要項配付期間		令和 3 年 9 月 6 日（月）～10 月 8 日（金）
申請書類受付期間		令和 3 年 10 月 1 日（金）～10 月 8 日（金）

募集内容	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）	
	指定管理業務内容	<p>① 慶雲館条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務</p> <p>一 地域文化及び建造物に関する資料等の展示</p> <p>二 保存資料についての説明及び助言</p> <p>三 観光振興を目的とする特別展等の開催</p> <p>四 建物及びその附帯施設等の公開と供用</p> <p>五 その他慶雲館の設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>② 管理施設の維持管理に関する業務</p> <p>③ 管理施設の使用許可に関する業務</p> <p>④ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務</p> <p>⑤ 盆梅展の運営に関する業務</p> <p>⑥ 盆梅の育成及び管理に関する業務</p> <p>⑦ その他市長が必要と認める業務</p> <p>※詳細は、慶雲館管理運営業務仕様書のとおり。</p>	
	指定管理料限度額	<p>令和4年度 8,912,000円</p> <p>令和5年度 8,912,000円</p> <p>令和6年度 8,912,000円</p> <p>令和7年度 8,912,000円</p> <p>令和8年度 8,912,000円</p>	
応募状況	申請者（合計1者）		共同申請の場合の構成
	所在地		
	申請者	滋賀県長浜市北船町 3番24号 えきまちテラス長浜	公益社団法人長浜 観光協会
審査の概要及び結果	審査方式	長浜市指定管理者制度運用マニュアルに基づき担当課において、指定管理者指定申請書の審査を実施し、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査します。	
	審査者	4人	
	審査経過	<p>募集要項等の配付 令和3年9月6日（月）～10月8日（金）</p> <p>申請書類の受付 令和3年10月6日（水）</p> <p>申請者審査 令和3年10月12日（火）～10月20日（水）</p> <p>申請者の申請書の審査を実施し、審査基準ごとに採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適否を判断した。</p>	
	審査基準	<p>1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。</p> <p>3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。</p> <p>5 慶雲館及び盆梅展の歴史と特徴を理解し、それを観覧者に伝えることができること。</p> <p>※ 上記1～5のほか、現指定管理者の管理運営実績の評価を反映させます。</p>	

	指定管理者の候補者	公益社団法人長浜観光協会																												
	審査結果及び理由	<p>【審査基準に基づく採点結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審査基準</th> <th>配点</th> <th>申請者の点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査基準 1</td> <td>60</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>審査基準 2</td> <td>200</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>審査基準 3</td> <td>100</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>審査基準 4</td> <td>200</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>審査基準 5</td> <td>240</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>800</td> <td>624</td> </tr> <tr> <td>(参考) 100点換算割合</td> <td>100</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定管理料の提示額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人長浜観光協会</td> <td>令和4年度～8年度 8,912,000円/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【理由】 公益社団法人長浜観光協会は、設立時より長浜の観光行政の一翼を担ってきた団体であり、盆梅についても長年の経験に裏打ちされた高度な技術を活かし管理育成してきた。これまでの活動と取組について大変評価ができる。観光協会という特色を活かし、市内の各観光施設等との連携も期待できることから、指定管理者として適当と判断した。</p>		審査基準	配点	申請者の点数	審査基準 1	60	46	審査基準 2	200	145	審査基準 3	100	72	審査基準 4	200	161	審査基準 5	240	200	合計	800	624	(参考) 100点換算割合	100	78	申請者	提示額	公益社団法人長浜観光協会
審査基準	配点	申請者の点数																												
審査基準 1	60	46																												
審査基準 2	200	145																												
審査基準 3	100	72																												
審査基準 4	200	161																												
審査基準 5	240	200																												
合計	800	624																												
(参考) 100点換算割合	100	78																												
申請者	提示額																													
公益社団法人長浜観光協会	令和4年度～8年度 8,912,000円/年																													
市が選定する指定管理者の候補者	<p>公益社団法人長浜観光協会</p> <p>【理由】長浜市指定管理者制度運用マニュアルに基づく審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の各号のいずれにも適合し、最も適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を慶雲館の指定管理者の候補者に選定した。</p>																													